

あきた公民連携地域プラットフォーム設置要綱

(目的及び設置)

第1条 秋田県内における公共施設等の設計、建設及び維持管理・運営に関し、地域の産官学金の連携強化や専門的な技術・知識の習得を図り、PPP／PFI事業（以下「公民連携事業」という。）の導入促進に資することを目的として、あきた公民連携地域プラットフォーム（以下「本会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、関係機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

- (1) セミナー・研修などの開催を通じた公民連携事業に関する情報及びノウハウの共有
- (2) 秋田県内における公民連携事業案件の掘り起こし及び案件形成・推進のための官民対話の実施支援
- (3) その他、秋田県内における公民連携事業の導入促進のために必要な事業

(会員)

第3条 本会は、秋田県内の産官学金の団体等をもって組織する。

- 2 会員となることを希望する団体等は、事務局に申し出ることにより会員となる。

(連携・協力団体)

第4条 本会の円滑な事業実施・運営を確保するため、会員の中から連携・協力団体を設ける。

- 2 連携・協力団体は、各団体の構成企業等に対して事業に関する情報の提供を行うほか、必要に応じ事務局との協議・調整を行う。

(事務局)

第5条 事務局は、秋田県総務部総務課、株式会社秋田銀行地域価値共創部に置き、本会の事業実施・運営に関する企画・立案等を行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。